

千葉市トップページ > 環境局 > 資源循環部 > 廃棄物対策課 > 3つのルールと行動指針

「ちばルール」

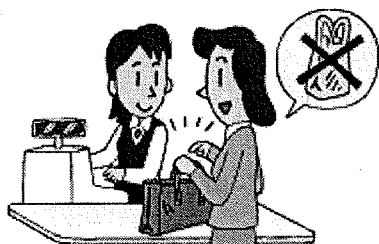
「Reduce (リデュース)」「Reuse (リユース)」「Recycle (リサイクル)」の3つのRをもとに、次の3つのルールを定めました。

【ルールの行動指針】3つのルールに基づき、市民と事業者の取り組みを具体的な行動指針として示しました。

Reduce ルール ① 発生抑制

すべての市民が、容器・包装など、ごみ減量の機会が得られるようにする。

ごみを減らすためには、自分にとって必要のないものが出た時でもできるだけごみとして捨てないようにすることが必要ですが、すべてのものがリサイクルできるわけではありません。大切なことは、過剰な包装を断わる、必要のないものは買わないなど、本当に必要かどうか、買う時にもう一度考えてみることで



市民

◆ごみを増やさない買い物をする

【おしえて実践】

- 買い物袋を常時携帯して、買い物をする。
- レジ袋の使用を減らす。
- 過剰な包装は断る。
- 簡易な包装やノー包装の商品を選んで買う。
- 繰り返し使える容器に入った商品を選んで買う。
- 詰め替え商品や濃縮されたコンパクトな商品を選んで買う。
- 使い捨てでない長期間使用できる商品を選んで買う。
- 料理材料は、買いすぎない。

◆環境に負荷をかけない生活をする

【おしえて実践】

- 不必要なカタログ、チラシなどは、もらわない。
- 料理を余分に作らず、食べ残しをなくす。
- 食品の品質表示や期限表示をこまめにチェックする。
- 家族ぐるみでごみ減量の工夫をする。

事業者

◆ごみを出さない商品の販売、環境に負荷をかけない商品の販売をする。

【おしえて実践】

- ノーレジ袋デーを設け推進する。
- レジ袋辞退者への特典制度の導入を検討する。
- レジ袋の有料制の導入を検討する。
- 過剰な包装を自粛し、簡易包装やノー包装を推進する。
- ばら売りや量り売りの商品の販売を促進する。
- 詰め替えの商品や繰り返し使用できる商品の販売を促進する。
- エコマーク商品やグリーンマーク商品などの環境ラベル付き商品の販売を促進する。
- 減量やリサイクルに適した商品のPRや販売をする。
- 販売管理の徹底により、賞味期限切れや売れ残り商品の廃棄を減らす。

Reuse

ルール 2 再使用

すべての市民が、ものの再使用の機会が得られるようにする。

ものを再使用するということは、いらなくなったものをごみとして捨てるのではなく、洗ったり直したりしてもう一度使えるようにすることです。自分ではもういらなくなったと思っても、他に必要としている人がいることもあります。捨てるのは一見、簡単なこと。捨ててしまう前に、今一度考えてみてはいかがでしょうか。



市民

◆ものの再生、再利用をする。

こうして実践

- 不用になり、まだ使えるものは、必要とする人に譲るなど再利用する。
- 着なくなった衣類は、必要とする人に譲ったり、フリーマーケットに出したりする。
- 地域や学校などでフリーマーケットを開催する。
- 製品が故障したときは修理して使う。
- 再生品を進んで買う。

事業者

◆ものの再使用に努め、ごみを減らす。

こうして実践

- 衣類、本、パソコンなどの中古品の引き取りや販売をする。
- 運搬材や包装材は、再使用できるものを使う。
- 容器のリターナブル化の促進やデポジット制(※)の導入を検討する。
- 製品故障時の修理体制を整備する。

◆再生品を利用する。

こうして実践

- 再生紙などの再生品の使用を推進する。

※デポジット制

リサイクルなどのために容器入り飲料を販売するときに預かり金を上乗せし、容器を返却した際にお金を返す仕組み。

Recycle

ルール 3 再生利用

すべての市民が、資源物の回収の機会が得られるようにする。

いらなくなったものを、ものを作るための原料や燃料としてまた利用しようとすることです。例えばペットボトルは繊維の原料となって、フリースとして生まれ変わります。他のごみといっしょに捨ててしまえば、ただのごみになってしまいます。ただし資源にするには、きれいに洗ってつぶして排出するなど、分別のルールを守って回収ルートにのせることが大切です。

市民

◆再生利用できるものは、資源回収に出す。

こうして実践

- 空き缶、空きビン、ペットボトルは、資源回収に出す。
- 食品トレイや紙パックは、店頭回収に出す。
- 新聞、雑誌などの古紙や布類は、集団回収に出す。
- 地域や学校で集団回収をする。
- 古新聞は販売店回収に出す。
- 生ごみの減量やリサイクルをする。

事業者

◆再資源化に努め、ごみを減らす。

こうして実践

- 食品トレイや紙パックは、店頭回収をする。
- 古新聞は、販売店回収に努める。
- 小規模事業所(SOHO)で共同して資源回収に努める。



「ちばルール」に基づいて行う 5つの事業施策

本市のごみの現状を考えると、ごみ減量と再資源化への取り組みが、最も効果的に進むものです。そのため、次の5つの事業を、それぞれ関係する方々のご協力を得て、平成

1. レジ袋削減・簡易包装の推進

市民はマイバッグを携帯、事業者はレジ袋や過剰包装によるごみを少しでも減らすように努めます。

2. エコ製品取り扱い・購入の拡大

環境負荷の少ないエコ製品を販売したり生活に取り入れたりすることにより、ごみの発生抑制・再資源化に努

3. 事業者による廃プラスチック類の自己回収

食品トレイなどの廃プラスチック類の店頭回収の促進を図り、市民もそれに協力します。

4. 新聞販売店による新聞の回収

新聞販売店は古新聞回収の拡充に努め、市民もそれに協力します。

5. 行政による古紙や布類の拠点回収

集団回収方式が未実施の地域について、これを補完するため、ステーション回収方式も導入します。

「ちばルール」やリサイクルについてのお問い合わせは…廃棄物対策課 TEL 043-245-5603

行政(千葉市)としても、ごみ減量のための体制づくりのため、支援や情報提供、PRなどをしていきます。

①家庭系ごみの排出抑制へ支援する

②事業系ごみの排出抑制へ支援する

③資源循環型社会構築のために取り組む

戻る

このページの情報発信元

環境局資源循環部廃棄物対策課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所4階

電話:043-245-5067

mail: haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp